

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 この府令において「電磁的方法」とは、次に掲げる方法という。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合)</p> <p>第十六条 「略」</p> <p>2 前項第二号ロ(3)の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法という。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがある場合)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに</p>

3 「略」

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七十一条 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 「略」

(特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十七条 「略」

〔2〕4 略

5 第一項第四号イ及びロの「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、金融サービス仲介業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一 「略」

3 「同上」

情報を記録したものを交付する方法

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七十一条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 「同上」

(特定金融サービス契約に係る契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七十七条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

一 「同上」

<p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等)      第四百四十六条 「略」      「2・3 略」</p> <p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「略」</p>	<p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等)      第四百四十六条 「同上」      「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 「同上」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。